

評議員及び役員候補者選任規程

(目 的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)の評議員及び役員(理事及び監事)候補者の選任に関する事項は、法令または本連盟定款等について定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(評議員の選任)

第2条 評議員については、つぎの各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員選定委員会が選任する。

- (1)加盟団体評議員 50名以内
- (2)学識経験評議員 22名以内

(理事の選任)

第3条 理事については、つぎの各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、役員候補者選考委員会の推薦を受け評議員会が選任する。

- (1)ブロック選出理事 9名以内(ただし、関東ブロックの東京都は除く)
- (2)学識経験理事 21名以内
- (3)前号に掲げる理事の内、4名については、つぎの者を選任する。
 - ①公益財団法人東京都水泳協会会長または役員
 - ②一般社団法人日本マスターズ水泳協会会長または役員
 - ③一般社団法人日本スイミングクラブ協会会長または役員
 - ④一般社団法人日本パラ水泳連盟会長または役員

(監事の選任)

第4条 監事については、本連盟定款に定める2名または3名の範囲内で、役員候補者選考委員会の推薦を受け評議員会が選任する。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

- 附則
- 1 本規程は、平成27年3月1日より施行する。
 - 2 本規程は、令和3年6月26日より一部改定施行する。